

みよし市地域公共交通網形成計画策定業務委託 参考仕様書

1 委託業務名

みよし市地域公共交通網形成計画策定業務委託

2 業務期間

契約締結日の翌日から平成32年3月24日まで

3 業務目的

本市における今後の少子・高齢化の進展を見据え、またより良い公共交通施策の展開に向け、持続可能な地域公共交通ネットワークを構築し、鉄道・路線バス・コミュニティバス・タクシーなどの交通体系全体で市民をはじめとする人々の移動の利便性を向上させることを目的に、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」を策定するものである。

4 平成30年度業務内容

(1) 計画準備

本業務目的、主旨を十分に把握したうえで、業務の実施方針、内容、スケジュール及び実施体制を整えるものとする。

(2) みよし市の地域概況の整理

ア 上位・関連計画の整理

総合計画等の上位計画及び交通関連計画を整理し、みよし市が目指す将来像及び公共交通に関する基本方針を整理する。

イ みよし市の概況整理

交通需要が発生する背景となるみよし市人口の推移や人の移動、都市機能特性を把握するとともに、主要施設の立地状況等の都市構造特性を把握する。

ウ 公共交通の現状整理

以下の項目について整理を行い、本市の公共交通の現状の把握、分析を行う。

① サービス水準の整理

市内を運行する公共交通路線の運行状況及び提供されるサービス水準を整理する。

② 公共交通の利用状況

市内を運行する公共交通路線の利用状況について、路線変遷（路線新設、変更、廃止等）と合わせて整理する。

③ バス事業の実態整理

市内を運行する公共交通路線の運行に係る経費及び内訳となる国、県補助金、市負担金、収支率等を整理する。

④ パーソントリップ調査等のデータ活用

国等が実施した各種統計調査結果のデータについて、整理及び分析を行う。なお、調査内容については、提案事項とするが、通勤時における自動車利用の分担率（通勤時に自動車を利用している数を通勤している数で除した割合）は捕捉すること。

エ 隣接自治体の交通分析及び整理

みよし市に隣接する自治体との連携により、広域的で利便性の高い公共交通ネットワークの形成を検討するため、隣接自治体における公共交通施策等について、調査を行い、現状等の整理を行うものとする。なお、「尾三地区広域交通推進基礎調査事業」の情報を提供する。具体的な調査、現状整理の内容については、提案事項とする。

(3) 各種利用実態及びニーズ調査の実施・分析

ア 市民アンケート

多様化、広域化する市民の移動実態、公共交通に期待する役割、公共交通維持にかかる費用負担のあり方などを把握するため、15歳以上の市民2,000人を対象としたアンケートを企画、実施、集計、分析する。調査対象者には、御礼状兼督促状を送付する。なお、調査に係る郵送料（発送・回収）は、発注者が負担するが、それ以外の費用は、受注者が負担するものとする。

イ バス等乗降調査

市内公共交通路線について、路線別、便別のバス等利用特性を把握するため、バス停間OD調査を企画、実施、集計、分析する。さんさんバスの交流路線・生活路線平日・休日各1日以上、調査員がバス車内へ乗車し調査を実施する。なお、乗合タクシーは乗り継ぎ券の実績枚数より把握し、路線バスは事業者提供データを用いる。

ウ バス等利用者アンケート

公共交通の満足度、改善事項、利用促進のアイデアなどを把握するため、上記バス等乗降調査の実施に合わせ、バス等利用者へアンケート調査を実施し集計、分析をする。具体的な手法、回収方法については、提案事項とする。

なお、乗合タクシーについては、アンケート用紙を車内に設置し、路線バスは市内の主要な3箇所（三好、イオン三好店アイモール前、明知口）での配布とする。

エ 懇談会等の開催

住民の意見を聞く場として、ワークショップなど懇談会等を開催する。実施方法については、提案事項とするが、参加者の確保や住民ニーズの把握方法について考慮されていること。なお、必要に応じて、平成31年度の実施も可能とする。

(4) みよし市における地域公共交通の課題と対応方針

ア 地域公共交通の課題整理

みよし市の地域概況の整理及び各種ニーズ調査の実施及び分析結果を踏まえ、広域的視点から本市を中心とした地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワーク形成の観点に基づくみよし市の地域公共交通の課題を整理する。

イ 課題に対する対応方針の検討

上記ア)で整理した課題に対する対応方針について検討を行う。

(5) 業務報告書の取りまとめ

上記の平成30年度業務の結果について平成30年度業務報告書として取りまとめるものとする。なお、各種ニーズ調査の集計結果については、アンケート調査報告書として別にまとめるものとする。

5 平成31年度業務内容

(1) 関係団体ヒアリング

市内公共交通路線の安全運行を確保するうえでの問題点や改善事項、より良い公共交通の快適性を追求するためのアイデアなどについて、市内公共交通を運行する交通事業者や福祉団体を対象としたヒアリングを企画、実施、集計、分析する。

(2) 網形成計画の策定

整理された課題を反映させるとともに、次に記載された事項を盛り込んだ網形成計画について検討し、計画案を提示する。

<網形成計画に盛り込むべき事項>

- ① みよし市が目指す都市像
- ② 公共交通維持・活性化の基本方針
- ③ 計画の区域と計画期間
- ④ 地域公共交通に関する総合的な計画の目標及びその管理方法
- ⑤ 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

(3) 網形成計画の取りまとめ

ア パブリックコメントの実施支援

本計画策定にあたり、市民の意見を反映させるため、網形成計画（案）策定の段階においてパブリックコメントを実施する。本業務では、パブリックコメントに必要な資料を作成する。

イ パブリックコメントの反映・検討

パブリックコメントで得られた意見等について、意見等結果の整理及び対応方針案について検討を行うものとする。

ウ 網形成計画の取りまとめ

上記の検討経緯結果について、分かりやすくとりまとめ、みよし市地域公共交通網形成計画のとりまとめを行う。

(4) さんさんバス等運行見直し方針案検討

網形成計画の策定案を踏まえ、本市の地域コミュニティバスであるさんさんバス及び乗合タクシーの路線検討やさんさんバスの起点から終点までの間の時間短縮に向けた方策についての基本方針案を提示する。

(5) 業務報告書の取りまとめ

上記の平成31年度業務の結果について平成31年度業務報告書として取りまとめるものとする。

6 地域公共交通会議の開催支援

受注者は、地域公共交通会議に必要な資料の作成、会議の出席及び議事録等を作成する。また、業務内容の円滑な履行に向けて、発注者と受注者との情報共有を進めるために必要な情報を提供し、十分な回数の協議を行うものとする。なお、地域公共交通会議の開催回数は、平成30年度は3回、平成31年度は4回程度とする。

7 責任者及び主任担当者

- (1) 受注者は、業務の円滑な進捗を図るため、相当の経験を有する責任者及び主任担当者を配置するものとする。
- (2) 責任者は、業務の全般にわたり、業務管理を行うものとする。
- (3) 本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に発注者と十分協議を行うものとする。

8 提出書類

受注者は、契約締結後速やかに以下の書類を発注者に提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 管理技術者通知書
- (3) 責任者及び主任担当者届
- (4) 工程表
- (5) その他発注者が必要と認める書類

9 関係資料の貸与

発注者は、本業務を実施するうえで必要な資料を、受注者に貸与するものとする。受注者は貸与資料を厳重に管理保管するとともに、業務完了後速やかに返却するものとする。

10 打合せ協議

受注者は、本業務の実施期間中において発注者と緊密な連絡を保ち業務を行わなければならない。また、打ち合わせが必要となったときは随時、打ち合わせを実施するとともに打合せ記録簿を作成し、その都度提出するものとする。

11 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。成果品はすべて発注者の所有、帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与または使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

- (1) 業務報告書（各年度） 3部
- (2) アンケート調査報告書 3部
- (3) みよし市地域公共交通網形成計画書（A4版、カラー） 50部
- (4) 上記電子データ 一式

12 入札額及び支払等

契約は、平成30年度から平成31年度までの2年間のうちで実施する業務とする。入札は、契約の対象業務となる2年分の合計金額（税抜き）で行うものとする。支払方法は、各年度の実績によるものとし、各年度の支払い金額は、契約金額（税抜き）に平成30年度は〇〇パーセントを乗じ、1,000円未満の端数を切り捨てた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。端数については、平成31年度で調整するものとする。

13 その他事項

- (1) 受注者は、業務中及び業務後において、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を他人に漏らすことはできない。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項であっても、業務の実施上必要と認められる事項については、発注者と協議のうえ、必要と認められる事項は実施すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議し決定するものとする。